

平成 20 年 11 月 5 日 議会基本条例等調査特別委員会

- (1) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「前文」について

藤井委員

これでいいと思います。

- (2) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 1 章」について

藤井委員

私たちもこの調整案どおりでいいと思っています。1 条は、より良い明日の神奈川を目指すという方向、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指すということで、だからその目指すという言葉だけで特段違和感はないと思う。内容としては全然違いますので、そういった形で、この調整案どおりでいいと思います。

- (3) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 2 章」について

藤井委員

調整案で結構です。

- (4) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 3 章」について

藤井委員

調整案どおりでお願いします。

- (5) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 4 章」について

藤井委員

このどおりで結構です。

- (6) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 5 章」について

藤井委員

調整案どおりで結構です。

- (7) 「神奈川県議会基本条例（仮称）」素案（正副委員長調整案）のうち「第 6 章」について

藤井委員

調整案どおりで結構です。